

介護サービス提供事業所

有限会社 **よろこぼう屋**

介護保険外サービス

ねこの手

よろこぼう屋の事業内容

※介護保険法

- 居宅介護支援事業(ケアマネステーション)
- 通所介護事業・介護予防通所介護(デイサービスの家)
- 訪問介護事業・介護予防訪問介護(ヘルパーズ)
- 福祉用具貸与・販売事業(福祉用具チーム)

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護

※高齢者の居住の安定確保に関する法律

- ・サービス付き高齢者向け住宅(よろこぼう屋 マンション)

介護保険外サービス ねこの手とは？

障がいのある高齢者には、介護保険サービスは生活に必要なサービスである。

但し、介護保険法では、法律上出来ない事が多い。

でも、同じ生きているのだったら、生活に楽しみや潤いが必要な事もある。

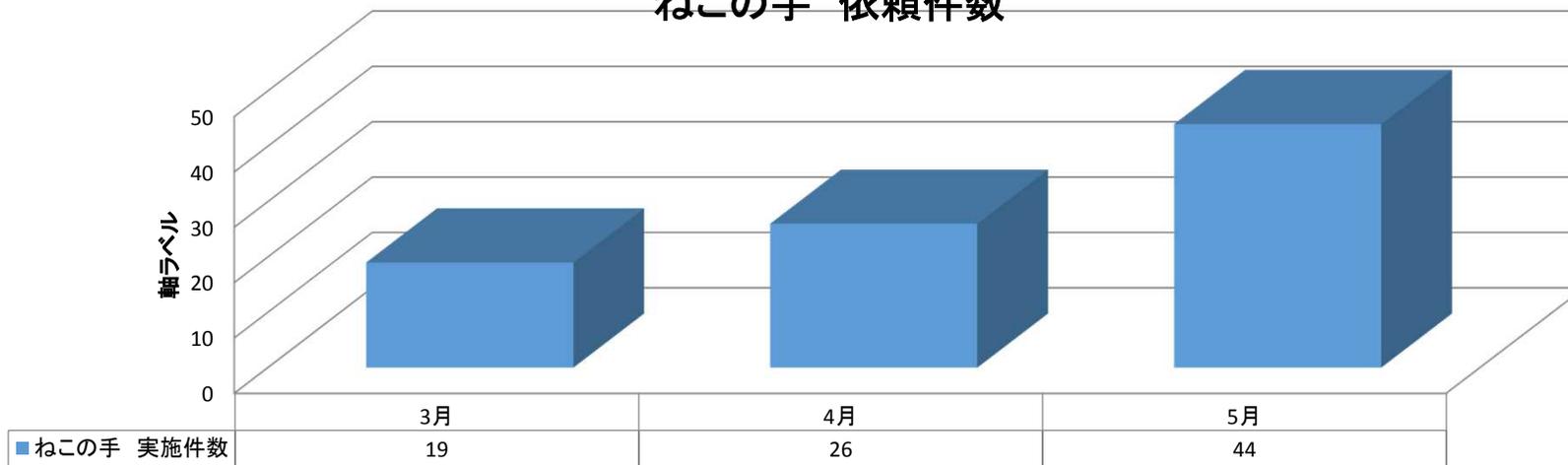
身体が動きにくいので、出来ない事が増えた。

してもらいたい事があるのにしてくれる人がいないので困る。

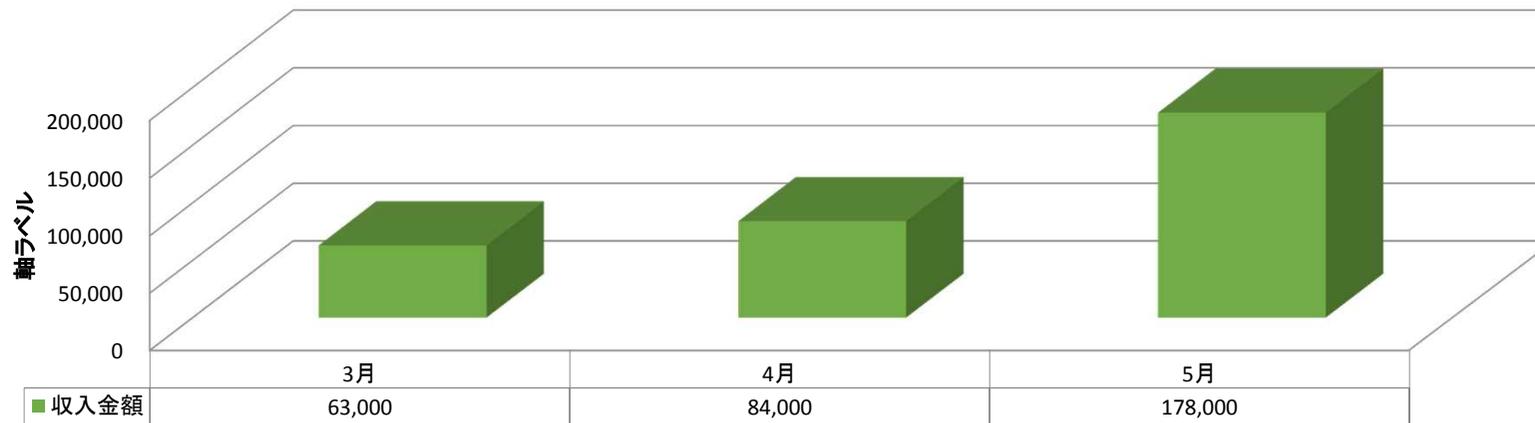
頼めば直ぐに来てくれて、できるだけ安く、何でもしてくる人が欲しい
そんな時、せめてねこの手でもあれば良いのに…

今まで、皆さんが我慢されていたそんな声から生まれたのが、よろこぼう屋 ねこの手 事業です。

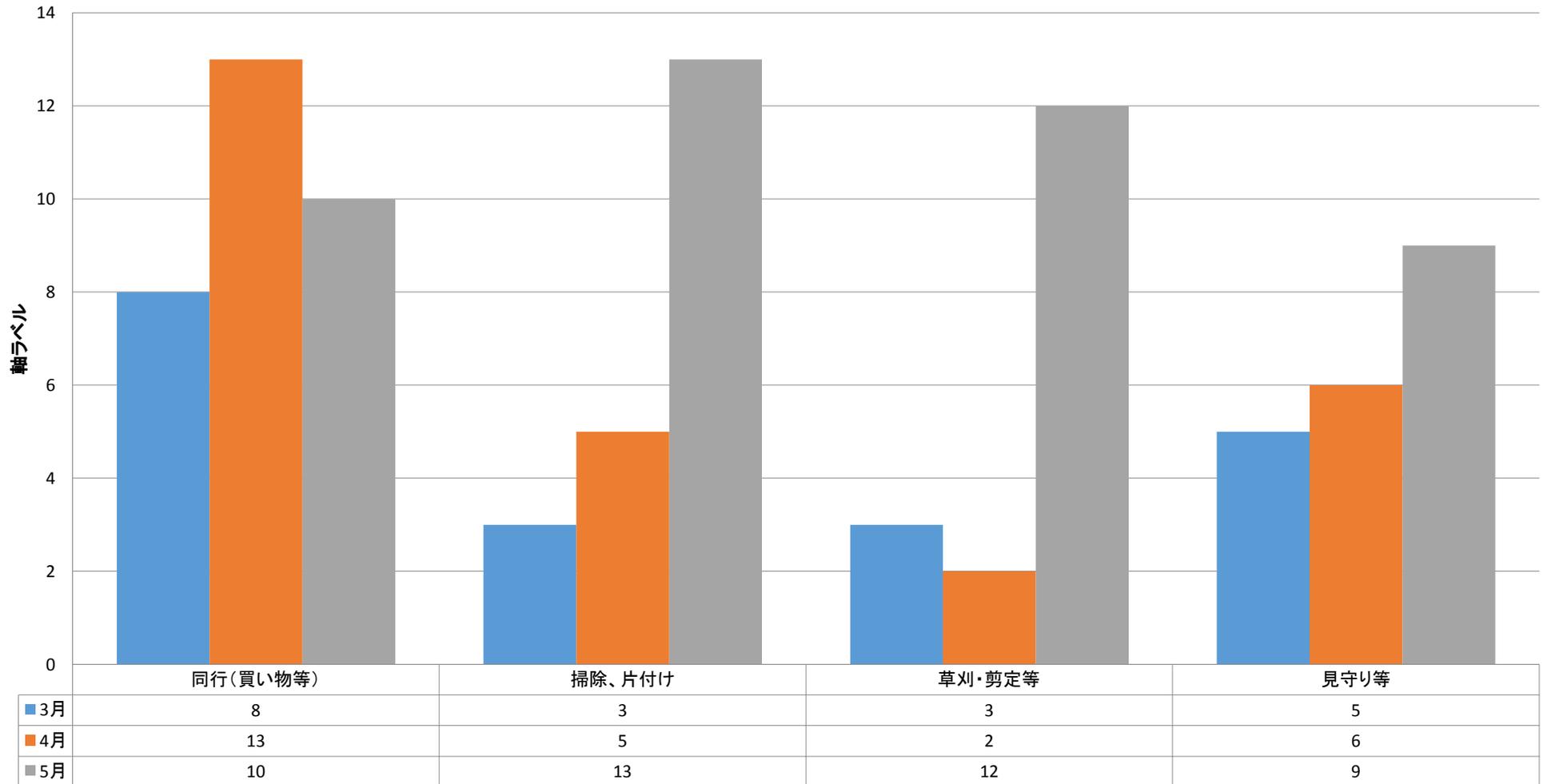
ねこの手 依頼件数



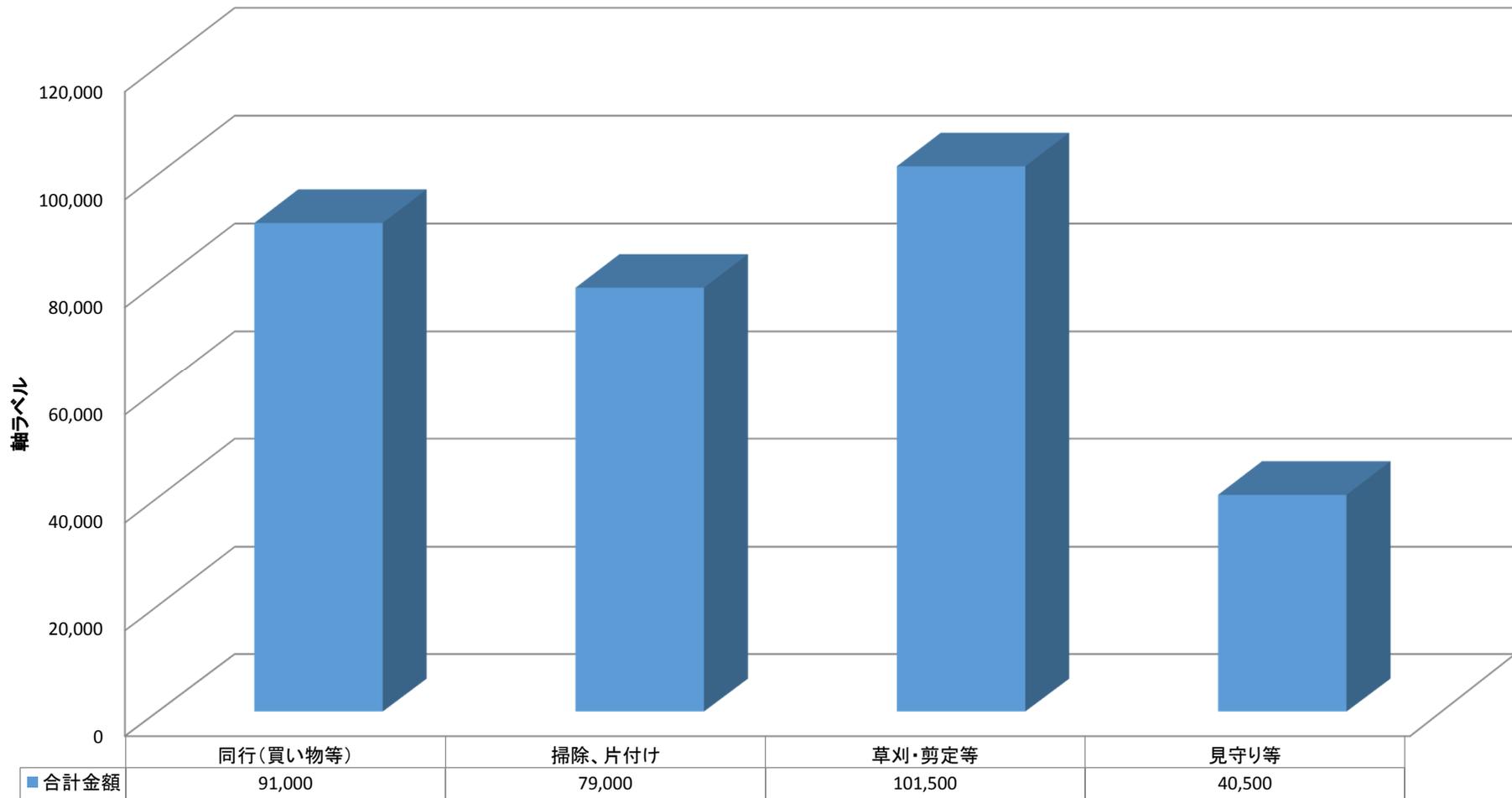
収入金額



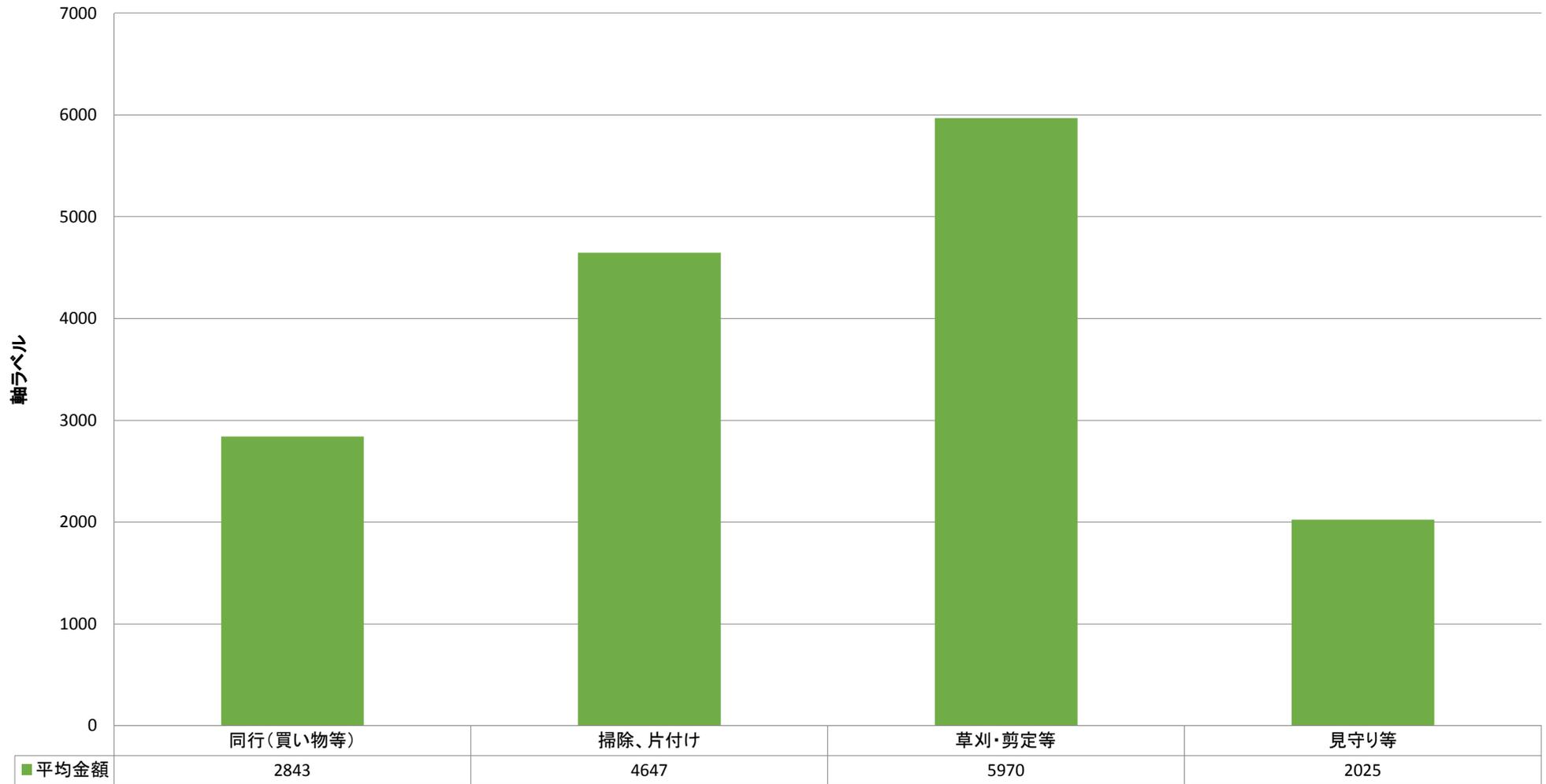
ねこの手 依頼内容(件数)



ねこの手 依頼内容別 (合計金額)



平均金額／件













最後に

- 平成28年 3月から、ねこの手事業を開始して

依頼件数 3月:19件→5月:44件

金額面 3月:6万→5月:17万円と伸びています

・但し、事業としては、色々な道具類や機械類、ガソリン等の燃料費や諸経費が必要です(現在は、社長宅の道具や機械類を借りております)人件費も私を含めて2名の兼務体制で行い、草刈等忙しい時は、社長の応援を受けながら、作業をしているのが現状です

・今後、ねこの手の利用者から介護保険の利用者へ 逆に介護保険の利用者からねこの手の利用者へと **利用者の輪が広がり**、よろこぼう屋 全体の事業拡大に繋がればと考えております。

そして、各利用者の生活に 潤いや楽しみが増えながら **お互いに人生をよろこび合える** 生活を過ごせたらと願っております